○総務省告示第九十七号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、新潟県三条市と加茂市との境界を次のとおり変更する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十三年三月二十六日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年三月二十五日

総務大臣　片山　善博

三条市に編入する区域

加茂市大字下条字山通甲九五九の一部、甲九六〇の一の一部、甲九六〇の二の一部、甲九六一の一部、甲九六八から甲九七一までの各一部、甲九七二の一の一部、甲九七二の二の一部、甲九七五の一の一部、甲九七六の一部、甲九七七の一の一部、甲九七七の二の一部、甲九七八から甲九八〇までの各一部、字太田甲九八一の一、甲九八一の二、甲九八二、甲九八三の一部、甲九八四の一の一部、甲九八四の二の一部、甲九八五の一の一部、甲一〇一八の一部、甲一〇一九、甲一〇二〇、甲一〇二一の一、甲一〇二一の二、甲一〇二二、甲一〇二三、甲一〇二四の一、甲一〇二四の二、甲一〇二五の一、甲一〇二五の二、甲一〇二六の一部、甲一〇二七の一部、甲一〇六一の一部、甲一〇六二の一から甲一〇六二の三まで、甲一〇六三、甲一〇六四の一部、甲一〇六五の一の一部、甲一〇六五の二の一部、甲一〇六六の一部、字荒又甲一九三の一部、甲一三一一の一部、甲一三一二の一部、甲一三一三の一の一部、甲一三一三の二、字藤ノ木甲二〇五四の一、甲二〇五四の二、甲二〇五五の一、甲二〇五五の二、甲二〇五六の一、甲二〇五六の二、甲二〇五七の一から甲二〇五七の三まで、甲二〇五八の一、甲二〇五八の二、甲二〇五九の一、甲二〇五九の二、甲二〇六〇、甲二〇六一の一、甲二〇六一の二、甲二〇六二、甲二〇六三、甲二〇六四の一、甲二〇六四の二、甲二〇六五、甲二〇六六の一、甲二〇六六の二、甲二〇六七の一、甲二〇六七の二、甲二〇六八、甲二〇六九、甲二〇七〇の一、甲二〇七〇の二、甲二〇七一、大字天神林字西吉津川一〇二二の一の一部、一〇二三の一の一部、一〇二四の一の一部、一〇二五から一〇三〇まで、一〇三一の一の一部、一〇三二の一の一部、一〇三三の一の一部、一〇三四の三まで、一〇三五の一、一〇三六、一〇三七の一、一〇三七の二、一〇三八から一〇四三まで、一〇四四の一、一〇四五、一〇四六、一〇四七の一、一〇四八の一から一〇四八の四まで、一〇四九、一〇五〇の一、一〇五〇の二、一〇五一、一〇五二、一〇五三の一から一〇五三の四まで、一〇五四の一、一〇五四の二、一〇五五、一〇五六の六の一部、一〇五七の一の一部、一〇五七の二の一部、一〇五七の五の一部、一〇五八の一の一部、一〇五九の一の一部、一〇六〇の一、一〇六一の一から一〇六一の六まで、一〇六二、一〇六三の一、一〇六三の二、一〇六四、一〇六五の一、一〇六五の二、一〇六六、一〇六七の一、一〇六八の一、一〇六九、一〇七〇の一、一〇七〇の二、一〇七一の一、一〇七一の二、一〇七二、一〇七三の一、一〇七三の二の一部、一〇七四の一、一〇七五の一から一〇七五の三まで、一〇七六の一、一〇七六の二の一部、一〇七七の一の一部、一〇七七の二、一〇七七の三、一〇七七の四の一部、一〇七八の一、一〇七八の三の一部、字鍋潟一一九二の一部、一一九八の一部、一一九九の一の一部、一一九九の二の一部、一二〇一の一の一部、一二〇一の二の一部、一二〇四の一部、一二〇五の一の一部、一二〇五の二の一部、一二〇七の一から一二〇七の四までの各一部、一二〇八の一部、一二〇九の一部、一二一〇の一の一部、一二一〇の二の一部、一二一一の一部、一二一二の一の一部、一二一三の一の一部、一二一三の二の一部、一二一四の一部、一二一五の一から一二一五の三までの各一部、一二一六の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに大字下条字山通甲九七三の一、甲九七三の二に隣接する水路である公有地の一部

加茂市に編入する区域

三条市井栗字大野乙六三〇から乙六三五まで、乙六三六の一、乙六三六の三、乙六三七の一、乙六三八から乙六四〇まで、乙六四一の一、乙六四二の一、乙六四三の一、乙六四四の一、乙六四五から乙六四八まで、乙六五〇の一、乙六五一の一、乙六五二の一、乙六五三の一、乙六五四の一、乙六五五から乙六六八まで、乙六六九の一、乙六七一の四、乙六七二、乙六七三の一、乙六七三の四、乙六七三の五、乙六七四、乙六七五の一、乙六七六の一、乙六七七の一、乙六七八、乙六七九、乙六八〇の一、乙六八〇の二、乙六八一の一、乙六八二の一、乙六八五の一、乙六八六の一、乙六八七の一、乙六八八の一、乙六九一の一、乙六九二の一、乙六九三の二、乙六九四の一、乙六九五の一、乙六九六の五、乙六九六の六、下保内字安曲一三〇二の二の一部、一三〇三から一三〇七までの各一部、一三〇八から一三一一まで、一三一二の一、一三一二の二、一三一三の一部、一三四〇の二の一部、一三四〇の四の一部、一三四〇の五の一部、一三四一の一から一三四一の三まで、一三四二の一から一三四二の四まで、一三四三の一、一三四三の二、一三四三の五、一三四四、一三四五、一三四六の一、一三四六の二、一三四七の一、一三四七の二、一三四八の一、一三四八の二、一三五〇の一部、一三七六の一部、一三七七の一、一三七八の一から一三七八の三まで、一三七九の一から一三七九の六まで、一三八〇の一部、字三方一四〇七の一部、一四〇八の一の一部、一四〇八の二の一部、一四〇九から一四一二までの各一部、一四二五の一部、一四二六、一四二七の一、一四二七の二、一四二八、一四二九、一四五〇、一四五一の一、一四五一の二の一部、一四五二の一部、一四六九の一部、一四七〇、一四七一の一、一四七一の二、一四七七の一、一四七八の一、一四七九の一、一四八六の二、一四八七の一から一四八七の三まで、一四八八の一、一四八八の二、一四八九、一四九〇、一四九一の一、一四九一の二、一四九二の一、一四九三の一から一四九三の三まで、一四九四の一、一四九六の一、一四九六の二、一四九七の一、一四九七の二、一四九八の一、一四九八の二、一四九九、一五〇〇、一五〇一の一、一五〇一の二、一五〇二の一、一五〇二の二、一五〇三の一から一五〇三の三まで、一五〇四の一、一五〇四の二、一五〇五、一五〇六、一五〇七の一、一五〇七の二、一五〇八の一、一五〇八の二、一五〇九、一五一〇、一五一二、一五一三の一、一五一三の二、一五一四の一、一五一四の二、一五一五の一、一五一五の二、一五一六、一五一七の一、一五一七の二、一五一八の一、一五一八の二、一五一九、一五二〇、一五二二、一五二三の一、一五二三の二、一五二四の一、一五二四の二、一五二五の一、一五二五の二、一五二六、一五二七の一、一五二七の二、一五二八の一、一五二八の二、一五二九、一五三〇、一五三二、一五三三、一五三四の一から一五三四の三まで、一五三五の一から一五三七の一から一五三七の三まで、一五三八、一五三九の一から一五三九の四まで、一五四〇の一、一五四〇の二、白山新田字潟一九二の一から一九二の三まで、一九二の四の一部、一九三の二の一部、一九三の六、一九三の七の一部、一九四の一の一部、一九四の二の一部、一九五の一の一部、一九五の二、一九六の一、一九六の二、一九六の三の一部、一九六の四の一部、一九七の一部、一九八の一の一部、一九八の二、一九八の三、一九九の一の一部、一九九の二、二〇〇の一から二〇〇の三までの各一部、二〇一の一、二〇一の二の一部、二〇一の三の一部、二〇二の二、二〇三の一から二〇三の三まで、二〇四の一から二〇四の五まで、二〇五の一から二〇五の三まで、二〇六の一から二〇六の六まで、二〇七の一から二〇七の三まで、二〇八の一から二〇八の六まで、二〇九の一から二〇九の三まで、二一〇の一の一部、二一七の一の一部、二一八の一、二一九の一の一部、二二〇の二の一部、二二〇の三の一部、二二一の一の一部、二二二の四の一部、二二二の五、二二三の一、二二三の二から二二三の四までの各一部、二二三の五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

○法務省告示第百四十一号

福島県南相馬市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年四月二十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、南相馬市役所又は福島地方法務局相馬支局に照会すること。

平成二十三年三月二十五日

法務大臣　江田　五月

福島県相馬郡真野村小島田字東立谷四十三番地

田村　昌之